

新規輸入EV等低環境負荷自動車助成金制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三河港でのEV等低環境負荷自動車の輸入環境の整備を目的として、三河港神野地区又は明海地区においてEV等低環境負荷自動車の輸入を行う企業に対し、輸入台数に応じて交付する助成金について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「EV等低環境負荷自動車（以下「EV等」という。）」とは、電気自動車（搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車。いわゆるBEV）及び燃料電池自動車（搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車。いわゆるFCV）の完成自動車をいう。

2 この要綱において「完成自動車」とは、財務省貿易統計の概況品目で「自動車」に分類されるものをいう。ただし、中古のもの及び未完成のものは除く。

(助成対象事業者)

第3条 助成金は、次に掲げる要件をすべて満たす企業が荷主となる場合に、当該企業に対し交付するものとする。

(1) 国内に事業所を有している企業

(2) 三河港神野地区または明海地区において、国内外自動車メーカーが生産するEV等を輸入する正規輸入代理店又は当該自動車メーカーの日本現地法人

2 前項の規定にかかわらず、臨時的に、又は代替手段として、三河港神野地区又は明海地区においてEV等を輸入する企業は、助成対象としない。

(助成金の金額)

第4条 助成金の額は、乗用車については1月～12月の1年間に輸入したEV等の台数に1,000円を乗じて得た額とする。

2 助成対象となるEV等の上限台数は、1企業あたり1年間に3,000台とする。

3 予算額を超える交付申請があった場合は、交付申請日に関わらず、交付申請額に応じて予算額を按分して交付決定を受けた企業にそれぞれ交付するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、新規輸入EV等低環境負荷自動車助成金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に、別に定める書類を添え、EV等を輸入した年の翌年の1月末日（ただし、末日が土曜

日、日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日)までに当該年分を一括して三河港振興会
会長(以下、「会長」という。)に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の申請書を受理した場合は、その日から30日以内に内容を審査するものとする。
- 3 前項の審査により、当該申請が要件を満たしているときは、助成金の交付を決定し、その旨を申請者に対し交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。また、不交付のときは、不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 交付決定を受けた者は、前条第3項に基づく交付決定通知書による通知を受けた日の属する年度の3月15日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日)までに、新規輸入EV等低環境負荷自動車助成金請求書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに交付決定を受けた者に助成金を支払うものとする。

(交付の条件)

第7条 会長は、助成金の交付の決定をする場合において、その目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 助成金の交付の申請をした者は、第5条第3項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から会長が定める期日までに助成金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとする。

(助成金の返還)

第9条 会長は、助成金の交付を受けた者が虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した場合は、当該者に係る助成金の交付を取り消し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第10条 助成金の交付を受けた者は、前条の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控

除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を三河港振興会に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成金の交付を受けた者の納付した金額が、返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金に充てられたものとする。
- 3 会長は、第1項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から適用する。